様式第14号（第22条関係）（第2面）

注　意

１　この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。

２　申告は正しくすること。**申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出**した場合には、以後**失業等給付を受けることができなくなる**ばかりでなく、**不正に受給した金額の返還**と更にそれに加えて**一定の金額の納付**を命ぜられ、また、**詐欺罪**として刑罰に処せられることがあること。

３　１欄及び３欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいうものであること。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいうものであること。

４　１欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として１日の労働時間が４時間以上のもの（４時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）、又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること（無償のボランティア活動など下記５に該当するものを除く。）。

５　１欄及び２欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として１日の労働時間が４時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除きます。）であって、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの（１日の労働時間が４時間以上であっても、１日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。）をいうものであること。

なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も１欄に記載すること。

６　３の(1)欄には、(ア)～(エ)により求職活動を行った場合にそれぞれについて「活動日」、「利用した機関の名称」及び「求職活動の内容」を具体的に記載すること。なお、(イ)～(エ)の職業紹介事業者、派遣元事業主、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に、機関の名称のほか、その機関の電話番号をあわせて記載すること。

７　３の(2)欄には、３の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。

また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。

８　４欄の「イ　応じられない」に○印をつけた人は、その理由を次に掲げる(ア)～(オ)の中から選んで、４欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。

（ア）　病気やけがなど健康上の理由

（イ）　個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため）

（ウ）　就職したため又は就職予定があるため

（エ）　自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため

（オ）　その他

なお、(オ)を○で囲んだ人は、公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を下記の（　）内に具体的に記載すること。

（　　）

９　※印欄には、記載しないこと。